

電気事業法に基づく使用制限に係る制限緩和措置の運用について③

平成23年8月3日
資源エネルギー庁

これまで制限対象需要家の方々から頂いた御意見を踏まえ、制限緩和措置の運用に関し、新たに下記のとおり整理しました。

7月1日以降に新たに大口需要家となった実量制契約締結者の扱い

実量制の契約（注）を締結している需要家が平成23年7月1日以降に新たに大口需要家となった場合であって、「当月の2月前の月の契約電力の値」が「電力使用制限の適用が開始される日の直近の検針期間における使用最大電力の値」を相当程度下回った場合（注）には、告示第5条第1項第10号の緩和措置として、以下を講じる。

- 「電力使用制限の適用が開始される日の直近の検針期間における使用最大電力の値」を「指定する電力の値」とする。
- ただし、上記の緩和措置を適用するに当たっては、以下の書類の提出を求める。
 - ✓ 当月の2月前の月の契約電力の値を証する書類
 - ✓ 電力使用制限の適用が開始される日の直近の検針期間における使用最大電力の値を証する書類

- ✓ 「当月の2月前の月の契約電力の値」が「電力使用制限の適用が開始される日の直近の検針期間における使用最大電力」を相当程度下回ったことを示す理由書

(注)「実量制の契約」とは、告示第1条第5号カの「当月の11ヶ月前の月から当月までの使用電力の最大値を当月の契約電力の値とする内容の需給契約」をいう。

(注)「相当程度下回った」か否かについては、個別具体的な事例に照らして判断する。